

平成22年第4回
美唄市議会定例会会議録
平成22年12月17日(金曜日)
午前10時00分 開議

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 委員長報告
- 1 議案第79号 美唄市消防手数料徴収条例の一部改正の件(総務・文教)
 - 2 陳情第1号 サン・スポーツランドテニスコートの施設等整備に関する陳情(総務・文教)
 - 3 議案第80号 美唄市税条例の一部改正の件(産業・厚生)
 - 4 議案第81号 美唄市へき地保育所条例の一部改正の件(産業・厚生)
 - 5 議案第82号 平成22年度美唄市一般会計補正予算(第5号)(予算審査特別)
 - 6 議案第83号 平成22年度市立美唄病院事業会計補正予算(第2号)(予算審査特別)
 - 7 議案第84号 第6期美唄市総合計画基本構想策定の件(第6期美唄市総合計画等審査特別)
 - 8 議案第85号 第4次国土利用美唄市計画策定の件(第6期美唄市総合計画等審査特別)
 - 9 議案第86号 美唄市過疎地域自立促進市町村計画策定の件(第6期美唄市総合計画等審査特別)
- 第3 諮問第1号 人権擁護委員候補者

- 推薦の件
- 第4 諮問第2号 人権擁護委員候補者推薦の件
- 第5 意見書案第20号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書
- 第6 意見書案第21号 安心できる介護制度の実現を求める意見書
- 第7 意見書案第22号 米価下落に歯止めをかける対策を求める意見書
- 第8 意見書案第23号 地域医療と国立病院の充実を求める意見書
- 第9 意見書案第24号 メドベージェフ・ロシア大統領及びシュワロフ第1副首相の北方領土訪問に抗議を求める意見書

出席議員(15名)

議長	内馬場 克 康 君
副議長	谷 村 孝 一 君
2番	森 川 明 君
3番	五 十 嵐 聡 君
4番	高 田 正 則 君
5番	高 橋 幹 夫 君
6番	阿 部 義 一 君
7番	長谷川 吉 春 君
8番	米 田 良 克 君
9番	白 木 優 志 君
10番	小 関 勝 教 君
11番	土 井 敏 興 君
12番	本 郷 幸 治 君
13番	紫 藤 政 則 君
14番	林 国 夫 君

欠席議員（1名）

1番 吉岡文子君

出席説明員

市長職務代理者副市長	板東知文君
総務部長	藤井英昭君
市民部長	岩本良一君
保健福祉部長兼福祉事務所長	中川直紀君
商工交流部長	中井英雄君
農政部長	須田正毅君
都市整備部長	山口隆慶君
市立美唄病院事務局長	高倉雄治君
消防長	霜田公法君
総務部総務課長	大崎聡君
総務部総務課総務係長	村上孝徳君

教育委員会委員長	白戸仁康君
教育長	安田昌彰君
教育部長	前田敏和君

選挙管理委員会委員長	後藤泰彦君
選挙管理委員会事務局長	秋場勝義君

農業委員会会長	佐藤博道君
農業委員会事務局長	林忠男君

監査委員	扇谷均君
監査事務局長	鎌田覚君

事務局職員出席者

事務局長	岡嶋博文君
次長	中平匡司君

午前10時00分 開議

議長内馬場克康君 これより本日の会議を開きます。

議長内馬場克康君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

7番 長谷川吉春議員

8番 米田良克議員

を指名いたします。

議長内馬場克康君 次に日程の第2、委員長報告に入ります。

順序1、議案第79号美唄市消防手数料徴収条例の一部改正の件ないし順序9、議案第86号美唄市過疎地域自立促進市町村計画策定の件の以上9件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

まず、議案第79号及び陳情第1号の以上2件について、小関総務・文教委員長。

小関勝教総務・文教委員長（登壇） ただいま議題となりました議案第79号美唄市消防手数料徴収条例の一部改正の件及び陳情第1号サン・スポーツランドテニスコートの施設等整備に関する陳情の以上2件について、総務・文教委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、12月8日委員会を招集して審査いたしました。審査における質疑答弁の主なものを申し上げます。

初めに、議案第79号について申し上げます。

初めに、資料の説明の中で、実費に変動が生じたということだが、実費に変動というのは、どういう解釈をすればよいのか、との質

疑に対し、この積算根拠については、消防職員の人件費ということで、例えば、審査業務で、今までは手書きで行なっていたものをパソコン化したというようなことで、審査業務の効率化が図られ実費に変動が生じていることが判明したことから、今回引き下げられた。との答弁。

次に、例えば、岩盤タンク等に関する申請や検査の流れというのは、具体的にどのような実例があるのか、との質疑に対し、危険物の屋外タンク貯蔵所などを設置する施設では、屋外タンクを設置するにあたり、土地や敷地またはその保安距離などの審査業務がある。その書類を消防署に提出してもらい審査をして、その審査に間違いがないかということで現地を確認し、間違いがなければ完成検査ということで、またそれに係る書類を提出してもらい、その手数料を徴収して屋外タンクというものが初めて運用されるということ。との答弁。

次に、いろいろな種類の手数料が安くなっているが、市としてこのことによって、幾らかの減額措置があるのか試算したことはあるのか、との質疑に対し、市として試算したものはないが、政令で定められている地方公共団体の手数料を標準として市の方で手数料として徴収するものである。との答弁。

次に、危険物と言われるものは第1類から第7類までであると思うが、それぞれその種類によってタンクの構造が違えば検査方法も違ってくると思うが、全種類共通した手数料になっているのか。

また、資料の中に水圧検査だとか、溶接部の検査などいろいろな検査があるが、この検

査は消防の職員が行なうものなのか、また検査の方法はどのように行うのか、との質疑に対し、手数料は種類によって違いはない。また、検査は消防職員が行い、方法については、あらかじめ書類を提出していただき、その中で、例えば、危険物の種類には引火点というものが含まれていたり、地盤についても地質や保安距離というものが含まれている。それを基にして審査を行い現地に行って検査をするという方法をとっている。との答弁。

次に、検査について、例えば、地盤検査や溶接部の検査など職員が行なうということだが、様々な検査をするにあたり専門知識というものが必要になるかと思うが、との質疑に対し、確かに専門知識は必要であり、書籍などを活用の上、それに照らし合わせながら審査を行なっている。また、ほとんどの設置者は委託業者を通じて設置に関する書類を作成しているが、その書類が届いた段階で消防の方で審査をしている。との答弁。

次に、屋内あるいは屋外タンクには様々なタンクがあると思うが、美唄に設置されているタンクは幾つくらいあるのか、との質疑に対し、屋外タンクについては27、屋内タンクは7、地下タンクは75、移動タンクは68、簡易タンクについては0との答弁がありました。

次に、陳情第1号について申し上げます。

陳情にある整備を行なうということになった場合、どれくらいの建設費がかかるというのは試算しているのか、との質疑に対し、市として試算はしていないが、陳情団体の方の試算によると中古のプレハブハウスが50万、放送設備で40万円、合計で90万円という

見積もりをされている。との答弁がありました。

結果といたしまして、議案第79号につきましては、原案のとおり可決すべきものとし、

また、陳情第1号につきましては、採択して市長職務代理者並びに教育委員会委員長に送付すべきものとし、意見としては、「願意妥当と認められるので、第6期美唄市総合計画を踏まえ、事業の必要性・優先度も充分考慮のうえ善処されたい」と決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきまますようお願い申し上げます。報告を終わります。

議長内馬場克康君 次に、議案第80号及び議案第81号の以上2件について、米田産業・厚生委員長。

米田良克産業・厚生委員長（登壇） ただいま議題となりました、

議案第80号美唄市税条例の一部改正の件及び議案第81号美唄市へき地保育所条例の一部改正の件の以上2件について、産業・厚生委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、12月8日、委員会を招集して審査いたしました。

初めに、議案第80号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

初めに、今回の改正は国の法律が変わったことによるという押さえでいいのか、美唄市は1年遅れで制度の改正をするが、議会側の立場で市民にはどのように説明すればいいのか、との質疑に対し、国の法改正が3月で、それを受けて議会に提案すると年度を越えることになり、国の基準日に合わせると、どう

しても遡及する形となるため、これまで1年遅れの形を取ってきている。との答弁。

次に、今回の改正により影響を受ける世帯数、負担増に繋がる人はどのような人か、との質疑に対し、平成22年11月末現在、全体で4,783世帯中、医療賦課分で195世帯、後期高齢支援金分として223世帯、約900万程度と見込んでいる。

また、今回の改正では、農家の方や個人事業主に影響があると押さえている。との答弁。

次に、平成22年度まで限度額改正をした他自治体の状況と美唄市の位置付けについて、との質疑に対し、空知管内の状況として、国の法定限度額をそのまま22年から適用する市町村は、空知管内10市中7市であり、残り3市のうち、岩見沢は例年当該年度に引き上げをしていたが、今回は市長選挙があったことにより23年度に1年遅れで改定を検討している。三笠市については現在、法定限度額より低く設定しており、基金も4億円あるなど、税率の引き下げも考えていると伺っている。

また、美唄市の状況として、全道レベルでは中間から下に位置付けられており、負担額としては重くないと認識している。との答弁。

次に、限度額を改正しなければペナルティを科せられるのか、影響額はどの程度か、との質疑に対し、国の交付金のメニューの中に、事業の経営姿勢という項目の中で、法廷限度額に合わせた事業運営を行っているかどうかなどの項目がメニューとして位置付けられている。

また、影響額としては、経営姿勢に対する配分等については道が窓口となり、その範疇

で決められることから、過去の部分で行くと、3、4千万程度の影響になると想定している。との答弁。

次に、今後の国保税アップのタイミングをどのように考えているのか、との質疑に対し、平成22年度の決算見込みでは、医療給付費が当初に比べ、約1億5,000万ほどオーバーする予測を立てている。国保の基金残高は、平成22年度当初で1億9,200万の取り崩しを予定しており、年度末として1億9,000万円程度となる。さらに今年度の決算見込みを考慮すると、基金残高が非常に少なくなることから、現在、平成24年度の税率改正に向けた検討をしている。

また、税率改正に向けては、最近の制度改革がめまぐるしく変わっていく中で、25年度からの新たな制度移行など見込みも立てづらく、将来負担のあり方について、国保の運営協議会の委員に対しても、市民合意を得られるような準備について意識の統一を図っていきたい。との答弁がありました。

次に、議案第81号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

初めに、今回の改正により影響を受ける対象者、影響額はどのようになっているのか、との質疑に対し、3歳未満では、A階層はゼロ、B階層の全額が1名、半額が2名、C階層の全額が5名、半額が2名、D1階層の全額が6名、半額が2名、D2階層の全額が5名、半額が3名、D3の全額が4名、半額が4名、全体で34人。

3歳以上では、A階層が1名、B階層の全額が9名、半額はゼロ、C階層の全額が17名、半額が1名、D1階層の全額が17名、

半額が2名、D2階層の全額が13名、半額が3名、D3階層の全額が16名、半額が1名、D4階層の全額が3名、半額が1名、D5階層については対象者ゼロ、全体で84人。

影響額としては、113万9,000円である。との答弁。

次に、認可保育所の4割から5割に引き上げる部分は国の指導があるのか、との質疑に対し、引き上げに関する国の縛りは無く、引き上げについては、健全化計画策定時に21年度から5割に引き上げについて、地元の了解を得るように協議してきた。との答弁。

次に、現在のへき地保育所数と入所人数について、との質疑に対し、現在、峰延、進徳、茶志内、西美唄の4ヶ所となっており、11月1日現在の入所人として、峰延が60名中25名、進徳が60名中50名、茶志内が45名中38名、西美唄が30名中12名となっている。との答弁。

次に、へき地という言葉はどのような要件を満たした場合に使用しているのか、また、差別的な用語としてとらえられることから、今後整理する考えはあるか、との質疑に対し、認可保育所は児童福祉法上の規定により許可されたもので、へき地保育所は設置運営要綱に基づき都道府県から指定を受けるものであり、認可保育所と区分する関係上で使い分けざるを得ない。

また、美唄市の設置条例の改正に当たって、制度上の運営に支障がないか道と協議し、可能であれば名称変更を含めて対応するよう検討を進めたい。との答弁。

次に、今後のへき地保育所行政の将来をどのように考えているのか、との質疑に対し、

現在、文部科学省と厚生労働省で、幼保一元化「こども園」という動きが法改正で議論が進んでいる。今後の幼稚園と保育所をどのような形にもっていくか、負担の兼ね合いが議論として制度的に出てくるか、今後の国の制度改正の動向を踏まえながら、認可保育所、へき地保育所を含め、美唄のあり方を検討していきたい。との答弁がありました。

結果といたしまして、議案第80号及び議案第81号の以上2件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきませうようお願い申し上げます。報告を終わります。

議長内馬場克康君 次に、議案第82号及び議案第83号の以上2件について、五十嵐予算審査特別委員長。

五十嵐聡予算審査特別委員長（登壇） たいま議題となりました議案第82号平成22年度美唄市一般会計補正予算（第5号）及び議案第83号平成22年度市立美唄病院事業会計補正予算（第2号）の以上2件について、予算審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、12月9日委員会を招集し審査を行いました。

初めに、議案第82号に対する質疑・答弁のうち主なものについて申し上げます。

初めに、旅券発行事務準備事業について、市の条例の整備はどのようになっているのか、との質疑に対し、道からの事務委託なので、条例整備は必要ないと承知している。との答弁。

次に、手続から発券までの流れと市民周知

の方法について、との質疑に対し、申請書、印鑑、本人が確認ができるもの、必要なサイズの写真を持参していただき、戸籍抄本もしくは謄本をとっていただいて、市民系の窓口で手続をしていただく。時間については、大体3、40分程度かかる。その後、市の方から道のパスポートセンターに簡易書留で送り、約10日間かかるため、10日後に本人にパスポートを支給できるような状況になる。

また、市民周知については3月、4月のメロディー掲載と、道のホームページでも美唄市で4月から開始するという道民向けのPRもしていく。そのほかに新聞社の方にもお願いしたいと考えている。との答弁。

次に、申請が美唄でできることになるが、申請場所の選択肢が増えるのか、との質疑に対し、4月以降は基本的には美唄市民は美唄市の窓口のみでの手続ということになるが、どうしてもパスポートが必要だという緊急事態の場合は、道のパスポートセンターでも受け入れをしていただくと承知している。との答弁。

次に、観光産業人材育成事業について、募集要件を40歳以下に設定した理由について、との質疑に対し、道の方から緊急雇用創出事業の通達があった際、新卒者の未就職者など若年層を対象にするということに極力努めていただきたいという趣旨があり、その趣旨を受け、道から示された40歳以下という年齢となっている。また、求人募集の際には、年齢制限は基本的には設けないとなっているが、これも今回特例として、道の方で認めると通知をいただいている。との答弁。

次に、今まで進めてきた雇用創出の施策で

美唄市の雇用対策として具体的にどういう効果があったのか、との質疑に対し、原課で把握している範囲になるが、一昨年実施した障がい者向けの雇用創出の件で2名ほど今も継続して正規に雇用されている。アンテナショップの関係については3カ年の事業という形の位置付けもあるが、現在3名継続して雇用されている。との答弁。

次に、学校適正配置事業について、どこの学校にどういう備品を配付する予定なのか、との質疑に対し、備品の内容はテレビ、キャビネ、図書、楽器関係になり、まず統合先である東小を第1に考えており、冬休み中に東小に必要なものを選定してもらい、その後、他の小学校、その後、中学校と、それぞれ移動したいと考えている。との答弁。

次に、東栄小学校の閉校式について、過去の閉校式と比較して同じような中身なのか、との質疑に対し、現在、東栄小学校閉校記念協賛会と教育委員会とで閉校に向けた準備に入っており、これまで進めてきた閉校学校と変わらない内容で進める予定となっている。との答弁。

次に、道営住宅取得事業について、美の里団地の取得費は5.8%と高い金利だが、この高い金利についてほかにもあるのか、との質疑に対し、現在5%以上の市債はない。これまで市債については、保証金免除の繰上償還など利率の高いものは借り換えてきており、実際に残っているのは下水道で1部残っているものがある。との答弁。

次に、本来は一括で払わなきゃいけないものを、高い金利をかけて分割で払いたいとお願いして、結果として全額払うことになった

わけだが、この辺の先の見通しと道とのやりとりについて、との質疑に対し、平成21年度に用地代の繰り延べということで分割で償還させていただきたいと道の方に相談してきた。その中でその時点では決算見込みが明確になっていなかったもので、その段階では年度内に支払うことができないということで、繰り延べという形になったが、相談の中で実質収支がある程度確保され、財政状況がよくなった場合については、繰り上げ償還もさせていただきたいということで、道との協議は整っているため信頼関係を損なうことはないと考えている。との答弁。

次に、議会は債務負担行為という厳粛な議決を行っている。今後の提案に当たって、受ける議会の立場というものを考えていただき、見通しをある程度しっかり立てた行財政運営ということを留意いただきたいが、との質疑に対し、美唄市は非常に依存財源が多く財政の自主決定権が厳しい中で、国の施策の変化に対応しながら、美唄なりに見込みを立てて対応しているのが現状。そういった中でもやはり議決の持つ重みといったものを十分踏まえながら、適切に対応してまいりたいと考えている。との答弁。

次に、地方交付税が72万4,000円の補正となっているが、普通交付税の再算定の話が新聞報道されており、美唄市にとっても当然そのことを盛り込んで、この補正予算ということになったのかという気がするが、この交付税の見方が最終的な決算見込みとほぼ近い内容なのか、との質疑に対し、地方交付税の再算定については、国の円高デフレ対応のための緊急総合経済対策が平成22年10

月26日に閣議決定され、国の一般会計補正予算が11月26日に成立している。この中で地方交付税の追加というものが3,000億円あり、そのうち普通交付税に2,820億円、特別交付税に180億円で、平成22年追加して、それぞれ交付するという事。その交付額について、12月7日閣議決定し、美唄市分として雇用対策地域資源活用特例費の増額と調整額の復活ということで、6,389万円の追加があったが、これについては金額が確定していなかったため、織り込んだ補正の内容にはなっていない。また、今年度の実質収支の見込みについては、この6,389万円の追加により、さらに実質収支の黒字化が見込めるということになっている。との答弁がありました。

次に、議案第83号に対する質疑・答弁のうち主なものについて申し上げます。

初めに、前倒しがなければ、計画どおりになるのか、今現在の決算見通しはどのような状況になるのか、との質疑に対し、決算見込みについて計画比で収入については、入院・外来患者の減、診療報酬の単価減などで、計画よりも減少すると見込んでいる。支出については、給与費の減や、委託料の減などから計画より減少すると見込んでいるが、今年度は赤字となる見込み。との答弁。

次に、単年度で赤字を出すと問題となるのでは、との質疑に対し、単年度不良債務については、当初計画でも発生することで計画している。との答弁がありました。

結果といたしまして、議案第82号及び議案第83号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきませうようお願い申し上げます。報告を終わります。

議長内馬場克康君 次に、議案第84号ないし議案第86号の以上3件について、紫藤第6期美唄市総合計画等審査特別委員長。

紫藤政則第6期美唄市総合計画等審査特別委員長（登壇） ただいま議題となりました議案第84号第6期美唄市総合計画基本構想策定の件、議案第85号第4次国土利用美唄市計画策定の件及び議案第86号美唄市過疎地域自立促進市町村計画策定の件の以上3件について、第6期美唄市総合計画等審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、12月10日、12月13日及び12月14日の3日間、委員会を招集して審査をいたしました。

初めに、議案第84号第6期美唄市総合計画基本構想策定の件に対する質疑に入りました。

以下、その主なものについて申し上げます。

基本構想の1、美唄市の都市像に対する質疑・答弁のうち主なものについて申し上げます。

初めに、計画の柱となる都市像が審議会の答申と大きく食い違っていることに対して、審議会に対してどのような説明をしてきたのか、との質疑に対し、審議会の答申については最大限尊重すべきだと考えている。都市像を初めとして各般にわたり御意見を得、できるだけ反映をしてきたつもりだが、最終的には内容等を十分中身を審査、協議をして、市として整理し提案にいたった。ただ、事前の

審議会に対しての説明を含めて十分に意を用いていなかったことについては反省している。

今後、審議を経て、その経過を含め結果については、審議会に御説明をしたいと考えている。との答弁。

次に、なぜアートにこだわっているのか、との質疑に対し、本市にはアルテピアッツァ美唄や画家の北浦晃氏から寄贈をいただいた数々の絵画、花柳鳴介氏の舞踏などの芸術的な財産がある。また、市民活動として吹奏楽や合唱団、絵画サークルや劇団、陶芸など意欲的で多様な文化活動が行われている。福祉のまちづくりを進めてきたが、この福祉のまちづくりで培ったお互いを思いやる優しい心を土台として、多様な個性を尊重し合うということと、これらの芸術的な財産を活用していくということを通じて、市民の皆さんの生き生きとした文化的な活動が、まちの特色として広くかつ深く浸透していくことで、個性的で躍動的なまちづくりが実現できるのではないかと考えた。また、アートという言葉については、芸術・文化という言葉と比較すると、イメージとしてやや広がりがあるイメージではないかなというようなことも考え、美しき唄のまちという美唄市のキャッチフレーズとも兼ね合わせて、アートという言葉を選択した。との答弁。

次に、この素案に対する市民からのパブリックコメントは何件あったのか。また、どのような内容で計画にどう反映されているのか、との質疑に対し、今年9月21日から10月29日までの間に意見募集し、18件の応募があり、核兵器廃絶平和都市宣言やまちづくり基本条例のまちづくりの理念としての平

和の危機を掲げているので、平和に関する行政を具体化すべきというようなご意見があり、平和施策ということで新たに追加をしている。また、広域的な課題に対し連携して取り組んでいくべきではという意見もあり、基本構想に追加記載した。結果、意見のとおり修正したものは3件、意見の方向で対応したものが8件、実施段階で対応するとしたものが7件、計18件の意見が提出された。との答弁。

次に、人口推計について、2年前の数字を載せているが財政健全化計画の部分にも大きく影響するのではないかと、との質疑に対し、財政健全化計画の収支見通しについては、この人口推計の数値を参考にしながら歳入の部分について見込んでいるが、人口減少が進んでいるので、今後の人口推移も十分把握していく上でまちづくり財政健全化の取り組みについても見直しを逐次していかなければならないと考えている。との答弁。

次に、市長公約について、総合計画の中でどのように位置づけられるか、との質疑に対し、市長公約はこれというような明示の仕方はしていないが、取り込んだ内容で今回の総合計画については組み立てている。との答弁がありました。

次に、都市像を実現するための6つの柱に対する質疑・答弁のうち主なものについて申し上げます。

初めに、アンテナショップやフリーマーケットを行ったりしている中で、ある程度の結果が出て評価をされた場合には、加工場、農産物の加工場でございますが、必要だという観点に立って議論をしてきた経過があるが、そういったことに対する認識について、との

質疑に対し、加工、研究、新たな開発等で必要な場合は、現在ある施設を活用していくということを考えており、それが商品化された場合には、ハードという形が必要ととらえている。また、それらについては、行政が持つのか、民の力を活用して販売恒常的な施設を設けるなどについては、話し合いを進める中で具体化されるものと考えているため、現時点で具体的なものを掲載していないが、この計画については毎年度検証することになっており、必要に応じて計画の見直し等も行うという考え方なので、その都度、追加をするなどして進めていきたいと考えている。との答弁。

次に、美唄市環境基本計画について、現在どのような状況になっているのか。また、今後のスケジュールについて、との質疑に対し、これまで審議会を5回開催し、環境基本計画としての都市像を決めている。また、基本目標を5つ定め、現在のところこの目標に向かって市民、市、事業者がどういう取り組みをしていけばいいのか、また、この計画を進行管理するためにどういう目標を掲げたらいいのか現在議論中である。

また、当初6回程度を予定していた審議会が2、3回増えそうな状況なので、遅くとも3月までにはパブリックコメントができるように努力していきたい。との答弁。

次に、ごみの分別収集を行うと費用が年間3,000万円かかるとしているが、経費が増大するという根拠について、との質疑に対し、このごみは生ごみに関しての部分でございます。生ごみに関してはどうしても家庭の中で保存するにのびの問題があるので、生

ごみに関して週2回、燃やせるごみに関しては週1回で、合わせて週3回、収集車2台で積算をしている。との答弁。

次に、生ごみ処理機堆肥化施設の効果があらわれてきてないのはなぜか、また、できた堆肥の他市の販売体系はどのようになっているのか、との質疑に対し、効果額について富良野市を参考にして美唄市で計算すると、20年間で約4,500万円、年間225万円の効果額と推計されている。また、堆肥化については、留萌市や伊達市などが無償配布しており、安全策という形で見たとの答弁。

次に、できた生成物を利用する際、ゆーりん館では現在重油を使用しているが、生成物はどの程度使用するのか、また、余った場合はどのように考えているのか、との質疑に対し、できた生成物はゆーりん館と自前の高温高圧処理施設で使用することを大前提と考えている。ゆーりん館では年間471キロリットルの重油を使用しており、できた生成物で換算すると年平均で1,250トン、自前施設では900トン使用できると試算している。自前施設は高温高圧システムのことを言っております。との答弁。

次に、導入しようとしているボイラーのメーカーは何社あるのか。競争相手がいない中で、完全でないものに取り組んでいいのかという疑問がある。また月形町との話し合いの経過について、との質疑に対し、ボイラーに関しては生ごみを含めた一括処理ができる業者は1社だけと聞いている。過去に実績はないが、美唄市のごみ収集体系にあった中での処理方法ということでこれまで検討してきた。月形町とは収集体系が類似しており、月形町

の埋立処分地の関係により早い段階で可燃ごみの処理について事務レベルで協議を行ってきたところである。との答弁。

次に、岩見沢は来年3月に結論を出すと聞いているが、美唄市はそれまで待つことはできないのか、との質疑に対し、美唄市は来年度から調査に入り、24年、25年の2カ年で建設するスケジュールを組んでおり、3月まで待つと年明け早々の交付金申請ができなくなり、月形町においても12月定例会でごみ処理計画の補正予算を提案していることから、現時点では3月まで待つのは難しいと判断している。との答弁。

次に、計画では、リサイクルの推進により、ごみゼロに向けた環境をつくるために進めていくとうたっているが、徹底した分別について市民理解を求める取り組みが必要ではないか。また、収集業者の拡大など、ごみの総体量を市民全体で減らす取り組みをすることで、20億をかける施設をつくらない考え方に組み立て直す内部議論はしたのか、との質疑に対し、減量化の取り組みの状況については、第1弾として、10月に各町内会長にプラスチックの出し方についての文書を配布してもらっており、さらなる減量化に向けた市民周知に取り組んでいきたい。

また、内部議論としては徹底した取り組みが必要である旨の話は出たが、そのことによって中間処理施設が不要だとの議論までは達しなかった。との答弁。

次に、新たな埋立地をつくるにしても、中間処理施設をつくるにしても、市民においては大きな課題になってくると思う。ごみの有料化のとき以上の市民負担が将来かかってく

るということから考えれば、市民の考え方も考慮しながら慎重に考えていくべきと思うが、このことについていかがか、との質疑に対し、広域焼却処理断念ということから、ごみについては25年度までは全量埋め立てしなければならず、もし今のまま全量埋め立てをすれば、28年度ぐらいまでしかもたないと考えている。最終処分場の2期工事を行っても中間処理を実施しなければ、10年程度しかもたないと考えており、そのため中間処理をし、さらに減量化についても基本計画素案に載っているような取り組みをすることによって、今と同じ最終処分場の穴の大きさで、ほぼ40年近く持つものと考えており、やはり中間処理施設をし、さらに減量化に努めた取り組みをするという基本的な考えでいる。との答弁。

次に、中間処理施設については、今後に向けて大きな美唄市の課題であり、きちっとこういう方針でいくというものが当然最初になければならない問題でないかと思うが、市のトップとしてどんな認識で取り組まれているか、との質疑に対し、基本的には平成26年4月1日、新たな中間処理施設の供用を開始するという考え方、さらに美唄市の現状を含めて、トータルでいかに市民負担を抑えることができるかということも含めて素案を作成し、10月には廃棄物減量化等推進審議会、11月には議員協議会で素案を説明させていただいた。しかし、先般の総合計画調査特別委員会の一般廃棄物処理施設整備に関する要望書、本委員会のこれまでの議論等を含め、最終的には最終処分場の終期の問題、月形町への影響、交付金の確保という問題があり、

岩見沢も新たな広域化も含め議論されている動向があるので、こういったことも含め、一般廃棄物処理施設整備については、交付金の申請手続きを1年間先送りする場合の影響を整理した上で、今後の進め方に関する判断をしたいと考えている。との答弁。これは市長職務代理者副市長の答弁でございます。

次に、基準を超えた塩素含有量になっているため、白老町では昨年12月から改修工事に入っていると聞いているが、現在の状況について、との質疑に対し、白老町では固形燃料の塩素濃度が高いということで、これを下げる対策として生成物を水で洗浄する施設を新たに設置し、今は日本製紙に販売していると聞いている。なお、当市においては、市の自前施設の中で何とか生成物を処理することを考えている。塩素やダイオキシンは集塵機をつけ対応できるということで伺っている。今後においては、安全対策についてさらなる検討をしていきたいと考えている。との答弁。

次に、宮島沼に関して、地元からの意見集約をするなど、地元との連携なくして成り立たないのではと考えるが、地元関係者との連携についてどのように考えているか、との質疑に対し、この計画づくりについては、市民参加の経過がある。それと市の職員も参加をして計画策定に携わってはいるが、さらに新しいメンバーとして地元の方というのはなかなか難しいと考えている。今後、宮島沼に関するいろいろな課題、諸問題を解決するに当たっては、地元と十分話し合えるような形で進めたいと考えている。との答弁。

次に、し尿処理の共同処理に伴う処理手数料について、新しい施設をつくって、6市6

町で共同処理をするという考え方のようだが、当然経費が余分にかかるということになると思うが、その辺の押さえ方について、との質疑に対し、現在、6市6町で共同処理をするに当たり、検討に入ったばかりで、基本的には奈井江に一定の施設を敷設して、そこで処理をして石狩川に流すというような形になるので、当然建設費の負担、あるいは維持管理費の負担等、これから協議していくことになるので、こういった協議を踏まえた中で今後のし尿の手数料の関係についても改めて検討したいと考えている。との答弁。

次に、自分で健康だと思ふ市民の割合について、80%の目標値は非常に高いのではないかと、との質疑に対し、市民の健康づくりについては、平成20年度の医療制度改革により、疾病を発見してからの早期治療から、生活習慣の見直しで自らの健康づくりに取り組む形で制度として変わってきている。近年、地域主体の健康づくりなどの取り組みが根付いてきており、保健推進員、食生活改善推進員、運動推進員などの努力により、さらに健康であるとの意識を持っていただくために80%と設定した。との答弁。

次に、障がいを持つ人の自立に向け、さらなる政策の推進を求める。また、自分で働いて生活を立てていく、極めて基本的なことだが、それには、障がいのある人を理解し、雇用する事業所がなければならないが、これからの10年に向けて一層充実させる姿勢を堅持すべきだが、その考えについて、との質疑に対し、障がい者の自立と社会参加に向けて、単にサービスだけではなく、教育・雇用も含め、連続した形で地域で安心して暮らせる、

そんな体制をぜひこれからの10年においても充実させていくことが求められていると考えており、今後とも共に支えながら生きていく、そういうまちづくりをぜひ堅持し、つくっていききたいと考えている。との答弁。

次に、市立病院の建て替えや改修等について、今後どうするかということを経済計画の中に盛り込むべきではないか、との質疑に対し、建物は相当老朽化しているのが現実で、これまで検討してきたが、少なくとも前期基本計画の5年の範囲内では建て替えについては限りなく難しいものと判断した。しかし、現状の市立病院体制を維持するために必要な修繕等を行っていききたい。今後の医療のあり方について、国の医療施策、特に医師の確保についての国の動向もあり、そういったものを見極めた中で、さらに検討すべき課題があるということで、今回の前期基本計画では明確に示すことができないのが現状。との答弁。

次に、高齢者福祉について、高齢者の総合的な生活支援の具体的な内容について、との質疑に対し、介護保険事業絡みで地域支援事業の中で取り組むメニューとなっている。その考え方については、支援者の人材の養成、取り組みの仕方の研修など包括支援センターを中心に進めている。公的サービスというのにも限界があり、地域で元気に自立して生活していくために住民とのかかわりや適切なサービスが受けられるための情報提供など、地域包括支援センターが適切な対応をし、かかわり、高齢者の方々が住みなれた地域で生活できるようにという意味で、総合的な生活支援と表現している。との答弁。

次に、地域応援チームについて、これまで

どのような問題があって、どう対応してきたのか、また、今後の進め方について、との質疑に対し、地域で抱えて、地域だけでは解決できない問題、また、相談を受け、地域の方と一緒に考えていくような組み立ての仕方で行っている。具体的には、自主防犯組織の設立、自主防犯活動の講演会の実施に向けた警察署等との連携、防犯パトロール勉強会の開催などの協力や相談内容によって、市の関係課に取り次ぎをして解決に導いている。また、独居老人の対応などの情報提供もしている。来年度については、今年度同様の取り組みをしていききたいと考えている。との答弁。

次に、消防の広域化によるメリット・デメリットについて、との質疑に対し、現在広域化について北海道の素案で出された南空知圏の5消防本部、三笠・夕張・岩見沢消防組合・南空知消防組合・美唄市消防本部の5つの本部が道で出された素案を基に検討しており、現在研究会組織を立ち上げ、来年度の3月末までにはある程度の形で広域化についての現状と課題について協議している。また、メリット・デメリットについても現在検証している。との答弁。

次に、住宅用火災警報器の設置率を100%にするための方法について、との質疑に対し、4月、10月に全市内における立入検査や街灯防火宣伝を実施しており、その中で対面やチラシによる設置の指導をしている。また、アンケートをとり、設置をしていない方については、設置の指導や通年を通してメロディー等で住宅火災警報器の設置を促している。との答弁。

次に、財政の部分で予定をされている取り

組みや、美唄の問題等々を考えたとき、財政指標の中で赤信号に移っていく心配がないのか、との質疑に対し、総合計画の財政収支の見通しと整合性を持たせ、総合計画における事業の財源を担保するために、今回財政健全化計画を事務事業インデックスに合わせて見直しをした。財政健全化計画の見直しに当たっては、健全化関係の指標を早期健全化の基準を下回るようにするという基本方針を堅持する形で見直している。なお、税については、人口の減少率、地方交付税についても国勢調査人口の減少をある程度見込んだ中で財政収支の推計を見直し、ごみの中間処理施設の関係についても財政収支推計の中に盛り込んだ中で見直しを図った。との答弁がありました。

次に、議案第85号第4次国土利用美唄市計画策定の件に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

平成32年に農地や森林が減り、水面・河川・水路、道路などが増える理由について、との質疑に対し、基本的な考え方は農用地及び森林については、現状の面積を維持保全していくという考え方に立っている。平成32年の数値は農地については、今後予定されている国営農地整備事業において、ほ場整備が行われることにより、水田から一部水路及び農道の方に変わるという部分が予想されるので、この計画のルール上、農道については、道路の方に、また水路については、水面・河川・水路の区分の方に移るということになる。森林については、現在整備を進めている道道美唄富良野線の今後の整備状況を見込み、一部国有林の中を通ることから、森林から道路へということで数値を一部動かしている。道

路については、国道の拡幅、道道美唄富良野線の整備及び市道の整備など、今後見込まれる部分について数値を加算した。との答弁がありました。

なお、議案第86号美唄市過疎地域自立促進市町村計画の件に関する質疑・答弁はありませんでした。

結果といたしまして、議案第84号は、さらに検討を要するので、継続審査と併せて閉会中もなお審査を行うことの議決を求めることに決定いたしました。

なお、継続審査の理由でございますが、プレス等の取材等もございまして、しっかり申し上げることが正しいと思いますので、ここで、あえて申し上げさせていただきます。

その1つは、ごみの中間処理施設の建設に当たりまして、質疑を通じまして、1年先送りすることの影響に関して検討したいという御答弁がありました。その検討状況をしっかり見きわめるべきだということが1点でございます。もう1点は、市長が御病氣中ございまして、12月末には一部公務復帰、そういう情報をいただいております。向こう10年間のまちづくりを、方向を決める極めて重要な議論でございますので、市長の状況を見て、市長に直接お尋ねをする、そういう機会をつくるべきでないだろうか、こういう判断もございまして、継続審査にいたしました次第でございます。以上が、継続審査にした主な理由でございます。

また、議案第85号及び議案第86号の以上2件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおりご承認いただきます

ようお願い申し上げます、報告を終わります。

議長内馬場克康君 これより議案第79号及び陳情第1号の以上2件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号美唄市消防手数料徴収条例の一部改正の件及び陳情第1号サン・スポーツランドテニスコートの施設等整備に関する陳情の以上2件については、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第80号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

7番、長谷川吉春議員。

7番長谷川吉春議員(登壇) ただいま議題となりました議案第80号美唄市税条例一部改正の件につきまして、討論に参加いたします。

最初に結論を申し上げますと、私の立場は原案に反対の立場であります。

この条例改定は国保税の医療分の限度額を47万円から50万円へ3万円の増額と、支

援金の限度額を12万円から13万円へと1万円の増額で、合わせて4万円の限度額の増額であります。これは、生活苦にあえいでいる市民の生活を一層厳しくするものであり、国保税の納入をさらに困難にするものになることにつながるようになります。美唄市の6月1日現在の滞納世帯数は619世帯で、国保加入者の12.8%となり、資格証明書の発行数は112世帯、短期保険証の発行数は295世帯におよんでいます。

歴代自民党政権は1984年の国保法改悪を初めとし、国保への国庫負担を削減し続け、各自治体の国保会計を深刻な財政難に追い込みました。年金生活者や失業者などが加入者の過半数を占める国保は、元々手厚い国庫負担なしには成り立たない医療制度です。ところが、1984年から2006年の間に市町村国保の総収入に占める国庫支出金の割合は、49.8%から27.1%とほぼ半減しています。国保税を誰もが入る水準に引き下げ、安心できる医療制度にするには、国庫負担を元に戻すことが必要です。こうした厳しい国保会計の中であっても、市民生活を守るために一般会計からの法定外の繰り出しをしている自治体も数多くあります。道内の34市の中で法定外の繰り出しを行っているのは26市で、行っていないのは美唄市を含め8市です。札幌市では、1人当たり2万5,065円、財政的にかなり厳しい赤平市でも1人当たり7万3,059円、三笠市でも6,417円の繰り出しを行っています。市民生活を守り、国保税をきちっと払って安心して医療を受けるためにも、法定外の繰り出しや支払準備基金の活用などするなら、市民負担を少

なくすることができると思います。

以上申し上げまして、反対討論とします。

議長内馬場克康君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第80号美唄市税条例の一部改正の件は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第81号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号美唄市へき地保育所条例の一部改正の件は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第82号及び議案第83号の以上2件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号平成22年度美唄市一般会計補正予算(第5号)及び議案第83号平成22年度市立美唄病院事業会計補正予算(第2号)の以上2件は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第84号ないし議案第86号の以上3件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第84号第6期美唄市総合計画基本構想策定の件ないし議案第86号美唄市過疎地域自立促進市町村計画策定の件の以上3件は、委員長報告のとおり決定されました。

議長内馬場克康君 次に日程の第3、諮問第1号人権擁護委員候補者推薦の件及び日程

の第4、諮問第2号人権擁護委員候補者推薦の件の以上2件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長板東知文君（登壇）
ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、諮問第1号人権擁護委員候補者推薦の件であります。

本件は、鈴木重孝委員が平成23年3月31日をもって任期満了となりますので、人権擁護委員として引き続き鈴木重孝氏を法務大臣に対し推薦いたしたく、人権擁護委員法の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

次は、諮問第2号人権擁護委員候補者推薦の件であります。

本件は、花井捷明委員が平成23年3月31日をもって任期満了となりますので、人権擁護委員として引き続き花井捷明氏を法務大臣に対し推薦いたしたく、人権擁護委員法の規定により、議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長内馬場克康君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました諮問第1号については、諮問のとおり可と決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**諮問第1号人権擁護委員候補者推薦の件は、諮問のとおり可と決定されました。**

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました諮問

第2号については、諮問のとおり可と決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**諮問第2号人権擁護委員候補者推薦の件は、諮問のとおり可と決定されました。**

議長内馬場克康君 次に日程の第5、意見書案第20号大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書ないし日程の第9、意見書案第24号メドページェフ・ロシア大統領及びシュワロフ第1副首相の北方領土訪問に抗議を求める意見書の以上5件を一括議題といたします。

本件に関し、それぞれ提案理由の説明を求めます。

まず、意見書案第20号ないし意見書案第22号の以上3件について、7番、長谷川吉春議員。

7番長谷川吉春議員（登壇） ただいま議題となりました、意見書案第20号ないし意見書案第22号の以上3件につきまして、一括して案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

大幅増員と夜勤改善で安全・安心の
医療・介護を求める意見書

長寿世界一を誇る日本の医療は、長年にわたる社会保障費抑制政策の下でも、医師、看護師などの懸命な努力で支えられてきました。

しかし医療現場は、長時間・過密労働に加え、医療技術の進歩や医療安全への期待の高まりなどで、看護職員などの労働環境は厳し

さを増し、離職者も多く、深刻な人手不足になっています。

看護師など夜勤交替制労働者の労働条件を抜本的に改善し、人手を大幅に増やして、安全・安心の医療・介護を実現する事が大切になっています。医療・社会保障予算を先進国並みに増やし、国民が安心して暮らしていける制度が求められています。

以上の趣旨から、看護師等の大幅増員を実現し、安全でゆきとどいた医療・看護・介護の拡充を図るための対策を講じられるよう、下記事項について要望します。

記

1. ILO 看護職員条約に基づき、看護師など夜勤交替制労働者の労働時間を 1 日 8 時間、週 3 2 時間以内、勤務間隔を 1 2 時間以上とすること。
 2. 医療、社会保障予算を先進国 (OECD) 並みに増やし、医師・看護師・介護職員等を大幅に増やすこと。
 3. 国民 (患者・利用者) の負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。
- 以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出します。

平成 2 2 年 1 2 月 1 7 日

北海道美唄市議会

安心できる介護制度の実現を求める
意見書

2 0 1 2 年度からの介護保険制度の改訂に向けての「見直し」案が明らかになりました。

介護保険には「1 0 年を経過した場合において必要な措置を講じる」(附則 4 条)と規定

されています。高齢化が急速に進むだけでなく、一人暮らしや高齢者だけの世帯も増え、公的な介護体制の整備が急務となっています。

また、現行介護保険制度のさまざまな問題点が浮き彫りになっており、中でも定率 1 割の利用料、ホテルコスト (食費・居住費) の導入など、「応益負担」の原則にもとづく過重な利用者負担が、低所得者の高齢者を、介護サービスの利用から排除する事態を引き起こしているという事態は極めて深刻です。

介護保険料についても重い負担が家計を圧迫し、軽減・免除を望む声がますます強くなっています。

「見直し」にあたっては、被保険者、利用者の生活実態に見合った改善が強く求められていたところです。

しかし、明らかになった「見直し」案には、公費負担はまったく認めず、保険料の引き上げを抑えるために給付削減を対置し、「負担あって介護なし」の実態を一層深刻にしようとしています。

よって政府においては、下記の事項について抜本的に改善するよう要望します。

記

- 1 介護保険を安心できる制度にするため、国庫負担割合を 1 0 % 引き上げるなど、公費負担割合を引き上げること。
- 2 国の制度として、サービス利用料等減免制度を拡充すること。要支援などのサービス除外はしないこと。
- 3 居住介護支援・介護予防支援 (ケアプラン作成) に利用者負担を導入しないこと。
- 4 軽度者に対する給付については、利用者負担の引き上げは行わないこと。

5 4人部屋などの多床室の入所者に室料負担を求めないこと。

6 被保険者範囲を40歳未満のものに拡大しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年12月17日

北海道美唄市議会

米価下落に歯止めをかける対策を 求める意見書

今年は、猛暑と大雨の影響で米の作柄は全国的に平年を下回るものとなっています。米価は暴落し、生産者の経営は極めて深刻になっています。北海道をはじめ都府県への販売価格も近年にない低価格となっています。

こうした事態を生み出した大きな要因は、政府の需給計画の狂いによって生じた約40万トンの過剰米にあります。政府は戸別補償モデル対策で所得は確保されているとして、米価暴落に対する対策を講じてきませんでした。このままでは、所得の確保どころか、物材費の確保すら危ぶまれる状況です。

政府は、来年度からの政府備蓄制度を変更し、棚上げ備蓄方式に変更するとしていますが、現在の備蓄米の中には、主食用に向けることが難しいと思われる古米が多くあり、これを主食以外の用途に処分すれば、40万トン分の買い入れ余地があります。備蓄米を買い入れる財源は変動補填の財源より少なくてすむことは、全国農協中央会でも試算しています。

米価暴落は、生産者のみならず、地域経済

にも甚大な影響を及ぼします。美唄においては、農協が生産者へ支払う概算金の単価は、平成20年度及び21年度は、1等米1俵あたり概ね1万1千円でありましたが、本年度は1万円程度で他の等級においても千円程度低下しています。

よって、政府においては下記の事項について対応するよう要望します。

記

1 約40万トンの政府備蓄米の買い入れをただちに行うこと。

2 米価の暴落対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年12月17日

北海道美唄市議会

なお、提出先はそれぞれ案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

議長内馬場克康君 次に、意見書案第23号について、3番、五十嵐聡議員。

3番五十嵐聡議員（登壇） ただいま議題となりました、意見書案第23号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

地域医療と国立病院の充実を求める意見書

医師・看護師不足や公的病院の縮小・閉鎖によって、救急患者の受け入れ先がない等、地域医療が崩壊しかねない事態が全国で生じています。

国立病院は、がん・循環器などの高度医療や研究とともに、重症心身障害、筋ジストロフィー、結核・感染症、精神医療、災害医療、へき地医療など、民間では困難な分野を担い、地域医療においても重要な役割を果たしています。

しかし、政府は、「独立行政法人の原則廃止」を掲げ、4月に行われた「事業仕分け」では、国立病院に対して「非効率」病床の削減など更なる「経営合理化」を求める意見が出され、「事業規模の縮小、他の公的病院も含めた再編成の検討など」のとりまとめがされました。

また、「公務員人件費削減」や「効率化」の名の下に、国立病院に対しても、人件費や運営費交付金の一律削減が押し付けられ、病院運営にも支障をきたしています。

国民の立場で無駄遣いを是正することは必要ですが、いのちや暮らしにかかわる公共部門を乱暴に切り捨てることは許されません。

日本の医師・看護師は、欧米諸国に比べて数分の1と少なく、医療の複雑・高度化に追いつかない人員体制で、医師や看護師の過労死さえ起きています。国立病院では、人工呼吸器をつけた手厚い看護が必要な患者さんが多数入院されていますが、夜間はわずか看護師2人で約50人の患者さんの看護にあたる病棟も少なくありません。医療崩壊をくい止め、安全・安心の医療・看護の実現のために、医師・看護師はじめ医療従事者の増員がどうしても必要です。

いつでも・どこでも・だれでも、安心して医療を受けることができる体制づくりは住民の願いです。地域医療と国立病院の充実を図るために、以下の項目について要望します。

記

- 1．国立病院を縮小・廃止、民営化することなく、充実強化を図ること。
- 2．国立病院を運営費交付金の一律削減の対象から除外し、必要な予算を確保すること。
- 3．国立病院を総人件費一律削減の対象から除外し、医師・看護師はじめ必要人員を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年12月17日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

議長内馬場克康君 次に、意見書案第24号について、4番、高田正則議員。

4番高田正則議員（登壇） ただいま議題となりました、意見書案第24号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます

メドベージェフ・ロシア大統領及び
シュワロフ第1副首相の北方領土訪問に抗議を求める意見書

択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島からなる北方四島は、1855年「日魯通好条約」によって、日露両国の国境を択捉島とウルップ島の間と定め、以来我が国領土となっている。1945年、我が国がポツダム宣言を受諾し、降

伏の意図を明確にしたにもかかわらず、ソビエト軍が択捉島など北方四島に進撃・占拠したが、1951年に関係国との間で締結された「サンフランシスコ平和条約」においては、我が国が放棄した千島列島には択捉島などの北方四島は含まれておらず、我が国固有の領土であることは歴史的な事実であります。

1993年に細川総理がエリツィン・ロシア大統領とともに署名した「東京宣言」では、北方四島の帰属に関する問題については、歴史的・法的事実に立脚し、両国間で合意の上、作成された諸文書及び法と正義の原則を基礎として解決する、との交渉指針が示され、この指針は、その後の首脳による合意等においても確認された両国がよるべき指針であるとされています。

これらのことを踏まえ、今まで、美唄市においても北海道や北方領土復帰期成同盟と連携を図り、北方四島一括返還の早期実現に向けた署名活動や啓発活動など、北方領土返還要求運動を継続してきました。

しかし、このたびのメドベージェフ・ロシア大統領の国後島訪問、シュワロフ第1副首相の国後島・択捉島訪問は、これまでの経過を無視し、ロシアによる四島の不法な占拠を既成事実化しようとするものであります。

よって、国においては、このたびの我が国固有の領土である北方領土への大統領訪問に重大な決意をもって断固抗議するとともに、今後ともロシア政府首脳が北方領土を訪問しないよう強く求める。また、北方領土問題の一日も早い解決に向けて我が国とロシア政府とが公正な解決に向けた本格的な領土交渉を平和裏に再開するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年12月17日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

議長内馬場克康君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました意見書案第20号ないし意見書案第24号の以上5件については、別にご発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第20号大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書ないし意見書案第24号メドベージェフ・ロシア大統領及びシュワロフ第1副首相の北方領土訪問に抗議を求める意見書の以上5件は、原案のとおり決定されました。

議長内馬場克康君 以上をもちまして今期定例会に付議されました各案件は、全部議了いたしました。

これをもって平成22年第4回美唄市議会定例会は閉会をいたします。

午前11時55分 閉会

以上会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに
署名する。

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____